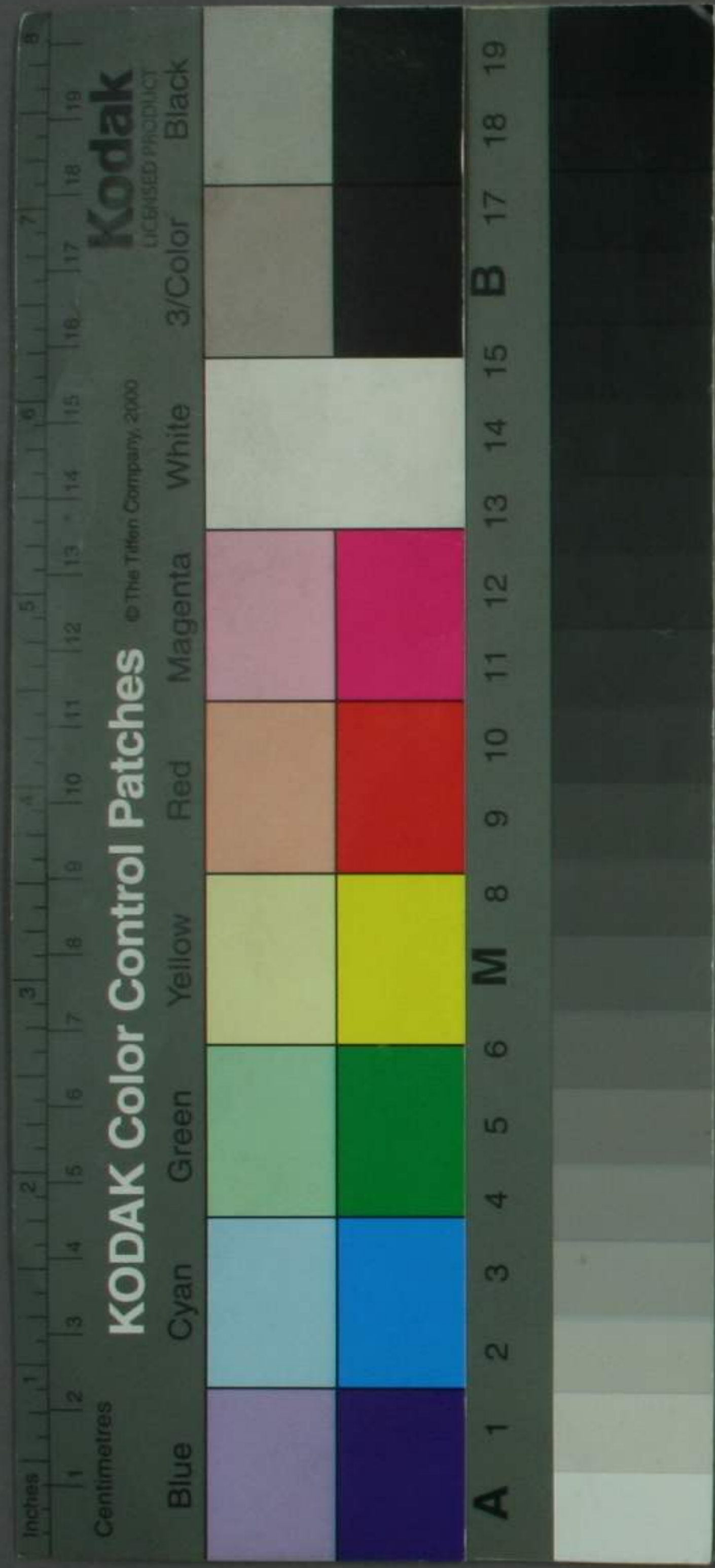




武藏名勝圖會

多磨郡之部卷第三

目錄

府中略圖 國府國造國司

六所宮石名石 石枕石 石枕石 石枕石 石枕石 石枕石

東照宮 伊豆宮 石枕石 石枕石 石枕石 石枕石

津殿跡地 分倍宮跡地

小人見塚 古墳

鎌倉公方家津安養寺

桶名寺 古塔 古碑

本宿村 小野神社

鄉名

領名

大門路 中宮跡馬場 駿馬堂 淨供所

松尾社 阿彌陀堂 天祥社 龍社 龍社

津保神社 八幡宮 馬市

古街道 高座塚

高安寺 忍門 鐘樓 弥勒佛 觀音堂

妙光院 仁王門 古文書 觀音堂

屋敷分村 富士見塚

稻荷祠 保勒寺 斷碑

安樂院

天神島

神藏塚

堂塚

古碑

耳塚

頸塚

赤勒子塚

一里塚

長保村

天満天神

本島居 水登 石焼 鉢取 本地堂 三市殿社 神事堂
神傳水 神樂堂 宝物 柏大 初額 水府居 神事堂 古書 大被若
為守 下村 某仲

安樂寺

血文弥陀 瀧ノ尾 安樂寺由來記
天神塚記 津方ノ系畧 津方ノ寺行狀

阿弥陀塚

津方洲

傾屋坂

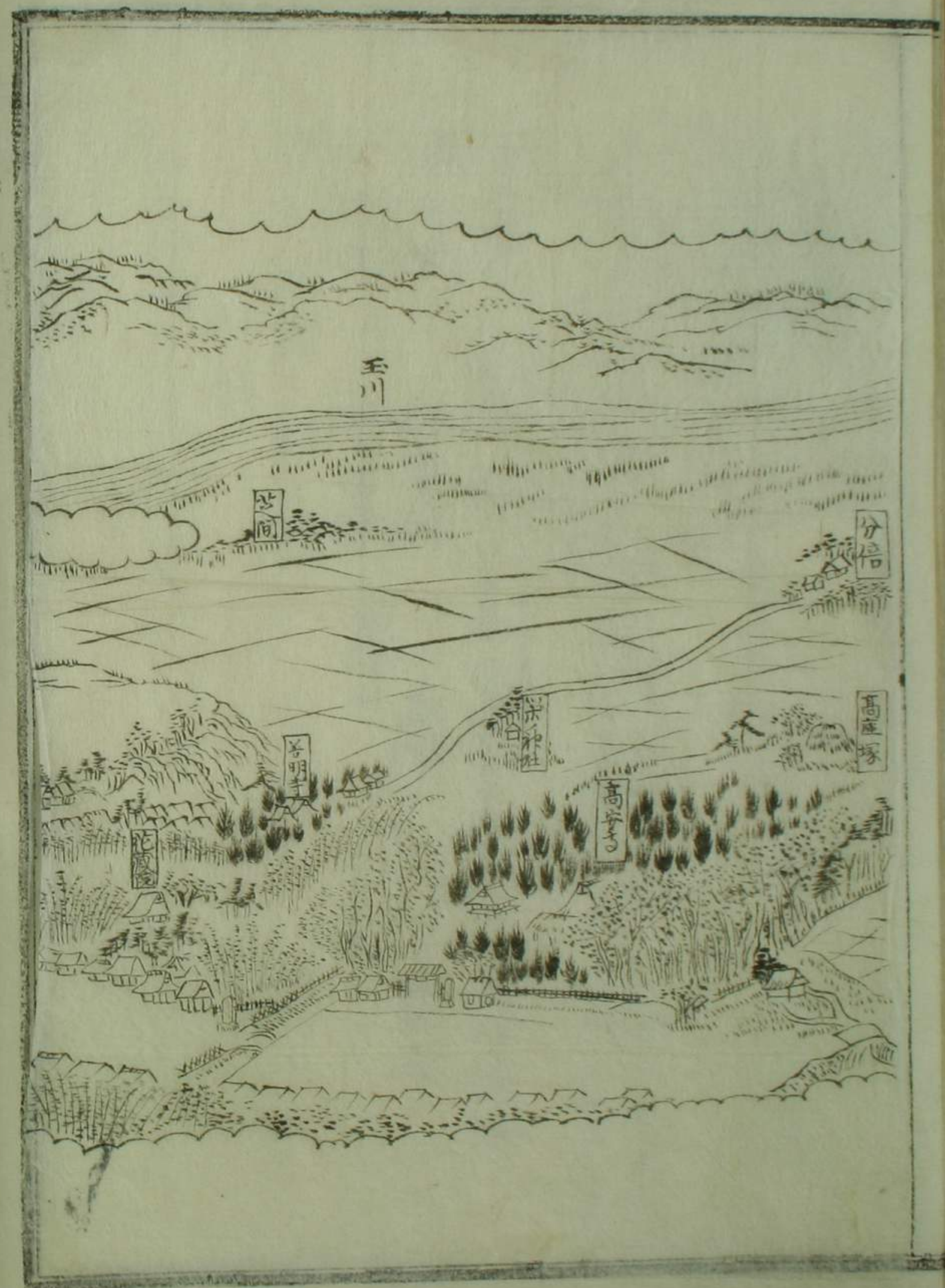
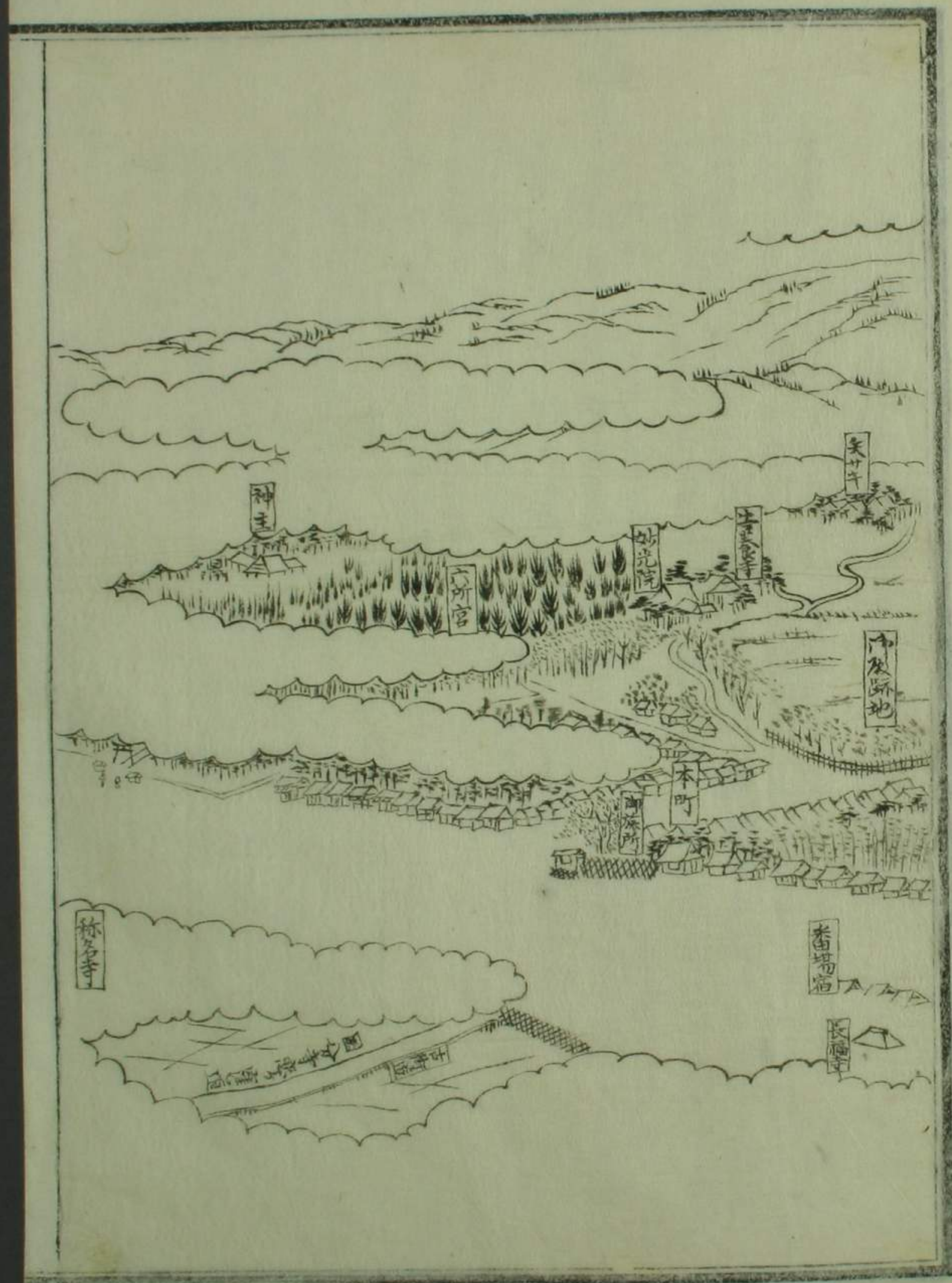
石塚

斧跡

神明塚

田心村

旧家村氏



卷之六

至府中驛午飯則故郡縣時州所治處也自
五馬之不蒞也三百餘年僅三戶聚稍
整於前後驛耳間故事則零落殆盡矣唯八
月朔馬市存也方今州陞而都而猶且舊名
通輦穀下雖上之謙讓未遑乎四代昇平
猶之草創時一切權宜之制矣是何帝岐之
俗為樸也顧諟省吾不免唯道極一古祠
頗幽邃路甚除數回大杉樹矗立成行徒步
循樹而入見石華表折三四卧地祠屋不蔽

日本居士若枝解者狀則所謂六所大明神也
庶上八景詩歌讀之不上口走出

筑波石正猗

古驛行人少神壇六所開何事華表折白鶴未曾來

小野々あり今も小野神社と稱す。古神社のいまでも地を小野宮村と
号せり。此地の面々あり十町程隔り少水は秘妙に裁く。今名多
磨郭中十ヶ所の其内ありされば是を小野々あると云ふ。今小野名取稱を
する。今名取のいふる者稱之府中領と号す。領名取稱一古名の唱へはきり
又云六所宮の社名の初小野を小川々小野と云ふ地名ありと記せり。小川と云ふ
和名ゆゑ裁たる十ヶ所の門の左名取をいふたの混へて是を云ふのしるす。一
面名は唐土の地と世言傳へ十ヶ所出たき。いまその一郷の古地とせこそ古
唐土よりてきり。今令別の地あり。何れ一は二所を混へて唱
へるや。小川々何れあると知をねて郭中二宮は郭の社名は小川々何れ
田中と書たる事。意水のひのうたに之をいふ。今此地は河村あり

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The ink is dark and the paper shows signs of age and wear.

大門路

社地入より甲別所を貫く一方（直方あり）
乃中五間余長サ三百餘尺間余サ一の爲居
を甲別所と大門の備に石碑を

地より高サ

六尺許

巾一尺七寸角

從是一之鳥居迄五所

御寄附馬場

慶長年中御寄附也

馬場二筋

大の路邊道に接し東の方の馬場巾六百長サ二百八拾間也西の
方の馬場巾に間余長サ二百六拾八間六寸の上に柳の列樹を石
にお通ひせしめしむるをあり

馬場と相連する大門路のせり一の爲居ありまゝ温井村界之より今井村
にあり武蔵郡系を造りて野原村と稱し後村にあり是より山根
の城古の爲野原村の一筋あり

石華表

街道の社地入にあり額小松社と所長と慶長年中書た
るを揚りこの次々華表の形をたし石柱を置き慶長年中
建之と彫附たり社地入より數石を置き道中より正凡百間をより之を
林樹に

たつたあが木葉翠翠澄澄とて天を覆ふ

宮之原神社

二の爲居の内東の方に在り例年七月十二日祭神須
賀比咩大神 稻田大神 木花咲耶麻呂大神
神合殿神社の大已貴素盞鳴渡と稱し之神社祀の神なり

隨神門

梯聚間ノ命堅忍間ノ命あり
神門の前にも面をより路あり慶長之和の以来ハ街及び
西を分儀の方ハ甲別所及後今の爲居の街にありしといふ
より本社と凡百歩許

宮前

子記登 神樂堂 神供不 護堂 後馬堂

松尾社

本地堂
西の殿の本地佛ハ活動地蔵不初中の殿ハ秋迦正
觀音日蓮の東殿ハ東所文殊十面觀音あり

東照宮神社

本社西の方に在り
中殿 素盞雄尊
大己貴尊
布留大神

西殿

瓊杵尊
伊勢神尊
大宮比咩尊

中殿

素盞雄尊
大己貴尊
布留大神

東殿

天照大神
天孫大神
天孫大神
天孫大神

本社三殿會社

陽龜園後すり
六十間許

神殿

幣殿

鐵像上品上生の弥陀佛長五尺許

肩小建長五年の銘文有り而に竅有りハ
破壊せし可なり

左肩ノ銘文

大勧進念阿弥陀佛明建大工藤原助近
右志者過去二親行嚴新發意乃至法
界衆生平等利益奉鑄一丈二尺佛身也
建長五年癸二月十八日寅彼岸初日

右に載せる鉄像の弥陀佛ハ一説ニ圓分寺の旧物ある事ともいふその謂は
ハ五分寺より一町東南西の方の野林に有りその寺より移されたる此社地
に移せりともこの仏の造り意を土人建長とより又壬子に圓分寺の古尼と
同しき奇古の尼ありて其の法華の経ありてといひり又亦此
像より出せりともいふ説有りて其の事ハ其の地を分寺
村の中ありとも云々蓋し其をききあはれ其の事云々

一 新宮殿のたのふ依取若席と号するハ社務の席也その名有り 右に
方と社務殿と号するハ社務の席あり

神寶

駒ノ角 一本

硯

獅子 蓮慶作 二足

狛犬

蓮慶作 二足 唐銅燈籠 兩基 大保元見守景泰納

太刀

二二振 朱塗唐筋 六枚

神鏡

百面 櫻門拾子 四枚

此二品は建長年中中津建立の品也

硝子鏡 賀志和利印 加須女賀称
 龍鳳九墨 雲地龍鳳硯 一升十二律
 龍宮鳥申

神祖大君 文初の夢大坂
 中津三市より所中書抄取家日

神祖大君
 下一治不
 中津三市
 堅紙

寄進 六和宮

武義玉多東郡
 府中三門
 云百石石車
 右小先規を寄附治除
 二抽武運長久徳に於て
 祀伏水件

天正九年辛酉大納言源朝光
 中

尚表左陳為
 屈藤子到來
 江田良祿為
 委細全河保
 下中

神祖大君 文初の夢大坂
 中津三市より所中書抄取家日
 卯月廿五日
 武義玉多
 中

大相國家下 御書抄取二通

為生大忠教養
 蠟燭多末祿也
 從書山書隆冬
 中

二月十二日御講御判

武義玉多

東嶽殊を教
 天龍燭百挺
 到來之役也
 從書山書隆冬
 中

八月十四日同上

武義玉多

神日家説云先祖様後之河を渡東國正といふ天正十八年北東氏思小属
 一八王子城小橋谷より河川の細砂小戦死を其時全大の兵に羅し
 舊古神番千載の旧記未意く灰砂となり家系族に於て説たり 依て
 半江忠右衛門親族あり其子と以て家名を傳へて後後九代に傳
 道と稱す云々いふは是れ馬智忠政氏族之なり八家を具一に世世前

寺堂定僅ふと果して又と其ハ七果の正保の大厄に逢て得る
 旧祀神宝再ハ四振一を世あるの災に降り此方の家傳をさるるを
 一旦吾を成りけりとの千今而て十代之代々年賀し初太麻葉を相
 さまふみ初神を 神代初と初ま相さまふみ初とす希世なる 神目見
 被作す時及二宮神領と

- | | | |
|----------|----------|-------------|
| 社
藏田氏 | 社
惣行寺 | 社
神樂方 五人 |
| 社
佐野氏 | 明王院 | 神供 一人 |
| 日
藤田氏 | 圓福寺 | 神樂方 五人 |
| 日
中野氏 | 花光院 | 巫女 二人 |
| 日
田村氏 | 妙法寺 | 神樂方 九人 |
| | 安樂院 | 競馬方 拾九人 |
| | 泉藏院 | |

右各六布宮社の事馬或ハ初便の地小く居候す

武蔵國多摩郡府中六所宮傳記

人皇第廿二世景行天皇に拾一年八月八日大己貴命於小澤降
 一治ふ人氏是初皇孫一初をば地と立月十二世成智天皇の時
 此皇の祖天穗日命の孫見多毛比命とて武蔵の玉造と
 定まら初て府をば地と定ま初て大己貴命を敬慕し又
 玉造此皇の孫なりが故に其祖を尊雄と成今も一初殿と
 曰神成祀一と一初殿は神丹を瓊々杵と大宮女命初高太
 神人見と号しとて大麻止の夏天神といふ詔を奉り宮祠を
 神宮一主田を清一國社と名と又高社の為一里五門を隔て
 一の宮村一の宮大宮神祠あり初系濃濃津比咩大神といふ世

伊勢郡より一ノ宮市と改称す福と清和例の法馬市として
縣官及民法局大吏と共々令して是を撰む而地の繁華を
視小此を爲す以て別馬市法を定之り高札社地禁
令共に今從祠前小立り享保年中付金に依て江戸と福
とを今麻布法系とて之を定む
此地の馬市是也 東照神君の御創あり
と云旧例を撰むといふも 今令きて江戸馬市を以て
小立傳傳へる水原清和每年十月江戸馬市を而地小立り
清和附の馬場小立て是次調一社以
東照宮（清和）馬場毎年方々ねどり今以て定むるを
本社の馬 東照宮神殿之重塔教橋ハ元和四年

台徳院天冲創立之 台令とありて毎年四月十七日江戸
急とす 三重塔教橋寛文七年
清和建之付清和附の馬
東照神君清和建之の法馬殿及ハ 台徳院天冲道堂の
法殿の正保三年新焼して之後寛文七年 東照院天冲
再建久世大和寺より清和の宮祠を而地大和寺毎年
四月十八日神々より之法の社殿人衆川の海に才芳達ハ
月八日近禁を潔斎を命じ之夜競馬をとり清和の者十
人足の馬に才芳灯を清一重和の才芳一八日神々
清和の才芳灯を清一重和の才芳に神々を幣供中
及ハ後、旧古の礼より神々神馬に才芳清和の才芳と云

拾遺抄云

年中行事

八月十六日牽武藏小野御馬

廿日牽武藏立野馬

甲斐佐治上郎の圖々々貢馬をもちて拾遺抄にありて茲小野と

拾遺抄云 年中行事

八月十六日 牽武藏小野御馬

廿日 牽武藏立野馬

甲斐信濃上野の國より貢馬をもちて拾遺抄にみえ茲に口實

延喜式云武藏國御牧年貢御馬

武藏國五十足

石川牧十足
小川牧十足

由比牧十足
立野牧二十足

延喜式云小野牧足をさされし約定の額より小野牧を祿合さるる所れを
小野牧小附合一 六町の祿合小川々小野牧よりいささありに書しハ用かりし
其後を郡名の案に依り小野小川ハ別の名より源順の事なり小野南郷市
古邑僅二十石を裁たりその一々をさるる定免を賜ふをさるる南郷
ハ上野廣大の郡ありしに僅に十ヶ石の名より是ハ南郷市に裁たり今名に
て今ハ小川と唱りし地ニ所りれを古の地名の地ありハ詳なりハ小川牧
といハ南郷市の地ありしに武藏の内にて祿の名ありしを指すに
橋渡の小川水なり 是謂きハ彼地の祿内に上野牧長なり 人をして別當と

恒せり是富の祿別當の牧場のを急に恒せし之
又云立野々和名抄都筑郡の和名ハ立野々なり 由比牧ハ南郷市由比々あり
中野ハ由井領と唱り石川の地なり

一 延喜式云 甲斐 信濃 上野 任牧監

武藏 任別當

昔國から牧場を別當と任する者なり人ハ任者より立て祿與人
知る所之祿又ハ所用別當より祿長并祿長別當實豐小由別
南有主由比別當室江赤之澤人ハ皆牧場をき地と任す 由比あり

一 別當 職原抄云 諸大夫宿老或ハ年勞之人任之長官也云々

馬市

注せり 甲斐東野甲信より牽来て
貨物にて交易あり

中入ふハ其郡中に法度束集するに依て其家よりも渡士を送て駿馬を
賣り又牽來るせり 是國々東大坂等の中野市馬場地よりきたる良馬に
はせり 是又本年中新馬場は寄附馬市の法令を定免給ふより六石

社傳に見えたり思ふ

編年集成云

文祿元年八月八日於府中六所大社神を祀りて本年夏迄家祭の良馬を
泊たり被授良馬將軍家小献を思ふ心に懸りて云々

中殿跡地

六所社地は僅くあり而も方にて丘陵の上なる平地の地あり
今ハ二所ありて東ハ六所の社地を府中町邊へ移し西ハ南の方
に横へ水田跡地又水田の流をせ賜下に望み涯岸を并て又斗をせり
百年一官園大丸を移したるや以眺望する位氣の地あり

社地ハ上右官廳の跡六所社地ハ國造の地ありと云々上右官廳なる人
け不ま任せり一々皇親天皇の御宇より國造改て云々(玉目)を云
々帝都の官人其職に任せて任限中ハ云々(玉目)を云々
而の政を執りて一官維の跡云々(玉目)故万年の玉目社地云々
而一任限畢て交代を事あり(玉目)帝たり表て保元の礼記
り平治の年關より國造其玉目(玉目)の玉目(玉目)云々
を云々前に云々人々帝都勅記を云々官廳を捨て(玉目)部

一々朝廷より其人を擧めて(玉目)を云々(玉目)を云々

任せり而止官廳も廢りたれ(玉目)の玉目(玉目)にありり

右幕下頼朝々日本開闢以來初て日本迄進補使を云々

國造より後を云々(玉目)に地を補一帝れハ(玉目)漸く後に

り一社付た處の村源氏信より人甲斐源氏より而て平治を

礼ハ上京一義朝より一帝より而放の義士より軍數一

而れ社人の爲に免るるを以て而れ而れ(玉目)人々

を蒙る決進進退一吏より甲斐而れ(玉目)の地ハ

ハハ義朝に田切の事云々(玉目)朝廷一(玉目)或る事云々

の政を云々(玉目)社人の民を以て國造(玉目)六頼朝々

厚く(玉目)應稱云

東鑑云

建久九年七月十六日

武藏國務事義信朝臣最叶民庶雅意之由

一十六日夜の寅の刻、義貞は万余の軍勢を率ゐて、一帯を襲撃し、改められ、鎌倉將を不意と討ち、大軍潰れて敗軍し、大將も討死し、初め、寅の刻に、

十六日夜、義貞の陣、大和、平治、魚、瀬、等より、義貞の志あり、六、松、川、村、土、肥、土、居、本、居、源、等、と、相、か、つ、つ、其、勢、六、千、余、計、り、て、他、方、の、義、貞、大、に、勝、て、王、將、を、不、意、に、討、ち、て、敵、を、討、ち、一、掃、す、其、後、の、勝、負、を、改、め、た、り、

建武二年七月、相模、平、時、の、信、濃、全、に、初、り、武、官、を、改、め、た、り、改、め、た、り、河、川、形、勢、若、松、全、部、武、官、を、改、め、た、り、其、後、の、全、戦、も、及、び、た、り、運、送、の、勢、も、改、め、た、り、六、段、門、を、改、め、た、り、自、害、を、改、め、た、り、小、心、を、改、め、た、り、其、後、の、勝、負、を、改、め、た、り、

此、地、に、平、時、と、い、ふ、所、に、武、官、を、改、め、た、り、其、後、の、勝、負、を、改、め、た、り、

讀史餘論云

一、永享九年九月、上野、白、井、城、を、襲、撃、上、校、安、房、を、不、意、に、討、ち、

茶、一、月、十九、日、分、信、河、事、に、陣、を、取、り、上、校、安、房、を、不、意、に、討、ち、九月、十九、日、分、信、河、事、に、陣、を、取、り、上、校、安、房、を、不、意、に、討、ち、

鎌倉大要云

享、建、武、二、年、二、月、廿、日、上、校、武、官、府、中、分、信、河、事、に、陣、を、取、り、上、校、安、房、を、不、意、に、討、ち、

聖域の名を石佛と号し、此の堂とに家上は板石の碑有り。石の長サ九之中
 分あたり、亦三人余幅一丈八寸程、何人の塚有るや不知。

龍門山等持院之寺以舊月洞崇二僕居村海祥寺東之房中町西寄
淨業寺寺依捨衣石天正九年不獨上境月廣廿九二万四千坪余二

土俗云地有地性者依履太柔令恒岳の地あり其武蔵野等より地は居候一大概
 美郷を基とす一時新に井成ありは水を引たり一井今境内乾の方に在り
 井先ありと云ふ大敷美郷をハテテ一教礼一僅に跡を留め其教を廢し自画
 井自造の井物あり性古く飲界限ハ東ハ代田ハ浪西ハ具坂南ハ向山ハ山を隔て
 北方九日里にあらず

一建武 足利氏將軍 弟中兵衛基一の初の寺号ハ市山見はちこ寺と
を新山寺安護玉禪寺と稱し開山を大徹心暗禪師と稱し源江之端時堪
以十ヶ院末十八ヶ寺ありし今ハ只つうに四ヶ寺ありまより將軍の次子
基氏輕長閑東の寺より禪念に面飛沙造三品立て公家安東の公方家と
を稱み代禪念より沙造よりなる沙姫初々氏公沙創の事其基氏輕長より
爲持院の寺城附を阿 今ハ代公方家軍將の沙發向られハ沙代ハ南多代
の陣本といふを今ハ市 今ハ代公方家軍將の沙發向られハ沙代ハ南多代
古河の面飛を稱し今ハより南多の礼寺後寺ハ市飛云々の比ハ初てハ山つ禪
堂ハ席裏小席裏後禪佛殿方ハ余堂の堂ハ市飛造を云ハ強ハ強ハ
に及ぶハ南多ハ小田原少宗氏の本とあり少宗氏康氏政氏照ハ市飛を云ハ
市入山ハ市 市初大系市飛禪念を後ハ康氏の以富流を稱し市飛禪師を

以開山中與とす亭室亦他首より方この國祿は罹り其他衆を身外中七定ふ所處
に燒亡し又正保三年の春中大火あて所焼とあり並時四方の什物悉く焦土とあり
といふ

街這堀總門の外にありきサ一丈汁
 礮石ハ國分寺大伽藍の上右の礮石也一ツ礮に引入りしより又サ
 四百三十八年

惣門
街に獨冠本門之
武壯程林の格額を掲ぐ
客殿
庫裏

本尊釋迦牟尼佛
本中像作二
二尺八寸余
開基征夷將軍尊氏公

開山大徹心悟禪
貞治三
甲辰年
四月十四日寂
中興開創德光禪師
慶長十八年
八月廿日寂

彌勒如來
露佛祇樓基盤に一文金
をを入て白く小なり

觀音堂
おつより三尊ありて東向
本尊三尊並芳本坐像三尊外には侍坐各三尊并

此觀者の彼鏡りの寫像ハ人日廿七代體天皇即位之正秋於此の人の他之混沌
 才大悲は是等の寫像を安んず世智像後太夫々この寫像を感得一宇に建立之と
 一今觀るを寫像とす此也なり
 元和三年秋洪水より武藏野の池水漲り渚邊京地を押し入りこの量に漂亡とす

一、今秋洪水より、武蔵野の池が溢り、渚は東郷を押し、二の堂が漂上り、

寺寶

一武藏坊弁慶自画像
一軸

金う奇古好くとの之墨色よくたへ

一大教若鍾
蜀紙

此は京都の書なりと云ふ

物有りて管村書後ふに古き、又救急有りきと伝へし源尊親王
 親王御升任替申の古写ありとのこと云ふ谷保村の天神ありけり言に
 けりし皆同く巻冊の紙とありたるを偽とせり

一尊氏公陣鏡
一基
九尺二寸許

一古井出現轍至其處

厨子入本堂より安きなりこの尊像ハ延年慶井城渡ハ一付モ并より
古き焼可朽る所の中より取ると云智恵念仏一寸許モ焼亡寺に在
この謂きハ不知なり

北條家

虎印

北條氏照

朱印

帝栢之半

積善之早換金

儀不主是山以如

34

弘治二年巳

壬月廿七

野艇大膽記

五或於少康

高安寺

青年棟別之年

仁虎

畢橫令

仍作

丑
六月十七

功者

高安奇

大猷院極清深筆墨繪

岩三羽翠

一軸

弘法大師筆虚空蔵

日筆

十一面觀音

聖德太子作

兼卿筆

本意

一軸

弘法大師作

毘沙門

日

日

天竺僧筆

一基

古文書 二通

小糸氏照のふ箋二通之九ふおとりのふ箋板板通一の表より妙光院と
その下に氏照との記あり二通より二通より二通より一書中の花押ハ介にて記し見
花押ハ氏照の花押の書より遠ひたるはれし交小左六稀多花押之

歌多礼如悦流之

時護摩小之物

あ様と云ふ所より

仕候て古の多し

白

十月廿日

氏照 丙

妙光院

昔々

安春寺

安春寺

安春寺

安春寺

安春寺

安春寺

安春寺

安春寺

安春寺

先王の御遺徳を
 芳名を頼りて
 朽木を頼りて
 乃因頼りて

三ノ寺 氏照

妙光院

安養寺

叡光山安養院にありて東叡山寺之妙光院と寺地相通なり
 古寺なり拾遺石末の傍にあり

本寺の所縁

中興國社尊海傍心

寺傳云あり入るに仙波寺と院に内相あり
 伏見帝の永仁二年 天勅を以て院を再建し以て南より再建なり
 うと年經に礼世後より之を雨丁の宮より古化什物等々ありと云

通名寺

法法山相承院と号す時宗相承院と号す之を量之寺と云
 寺集平寺八十二石八斗余寺地は寺中あり

本寺の所縁

本寺像二天守 惠心傍郎化

開山一向道和上人

寺傳より先年傳あり 古石塔名所碑に
 延文嘉吉文安應永の年号あり

寺傳より石塔故基あり 寺傳より先年傳あり 古石塔名所碑に
 中興親氏々の寺ありとあり 寺傳より先年傳あり 古石塔名所碑に
 寺傳より先年傳あり 古石塔名所碑に

什物

大鼓あり 二應二五五年創と云あり

常光寺

福永隆備流に河原谷祥雲寺持の小巻之妙光院より南の方
小名矢湯と云ふ所より直に河原谷の寺と云へてこの地より古き
御角を掘り出さるる今この寺に祥雲寺の中に在り寺の名文字何
のひより書かて今この寺と云ふ所より定光と云ふ

敬白僧智賢南閭淳提日本國武藏國多波郡定

光寺矣大施主上生成恒少施主藤原氏工藤原

守道仁安二年歲次丁亥二月廿一日庚寅と云あり

此の地より土人土俗を記し

屋敷分村

毎村番備宿の西小にあり直に河原谷に属す。地より云々
今い別村あれと云村屋又その留を云々云々云々云々
一人より一れ云々この村には有流一宮と云を云々地より云々
云々云々神社の社司常任所を云々地より其後社人神社の月一福り云々
い六所の社司云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
可畏と云云云

富士見塚

屋敷分村の地より甲別なる所の言一民衆の地放るる云々
十町余ある所の云々云々云々云々云々云々云々云々云々
い今この地より富士見塚と云云云々云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々

古碑

六洲の地より八町程西あり依出地文字磨滅して不讀

長六尺許
巾一尺八寸程
板石也梵字
點字云々分明也

元
中

元應元年霜月八日

七年所造也

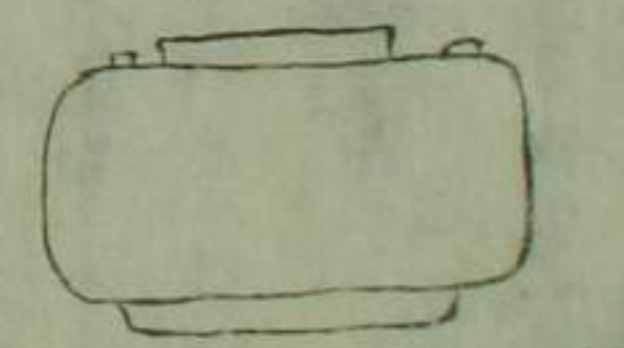
大藏

是より地中
掘り不記

の役人としてこの地に依りて其妻孫の人あり隣邑谷保村にあり天満天神並に市政
社等皆澤々たる祖神也遠近を知らるは幸谷保村天神の西の条に在り

断碑

津戸勘解由左衛門
子封死
延文五年七月十日
沙弥道經
門尉菅原規純



此鉄金村内
塚より出る
田徑二尺六寸
弥勒寺に在

安樂院

慈照山觀音寺より村の中央甲州街の南側あり
本山竹崎 聖護院宮寺此下

開祖 恭雲法王

弘治年中死
安樂院境内
本寺正觀音本堂一尺余 以基大と化

觀音堂

寺宝

普門品 紺地金泥 一軸

權中納言藤原伊奈卿
書寫納奉

高林院殿王采日光大師

為菩提令書寫之者也

天和記就集甲子
瑞月念六日

天神島

本宿村の内南の方水田の中は塚あり
此は谷保村天神の宗初祖の旧地あり

御藏塚

同本宿村の南の方にありは谷保村の分領地なり此の塚も
ハ古藏の地なり 今我後又移し之を築て築地なり 中
古藏の地を築てあり 又之を高一丈に大なり

堂塚

是も御藏の地に在るハ一丈八尺に達するなり 又古藏の地と
同じく移し之に耳塚首塚ありと号すなり 此の地を築て埋め
たり故に之を耳塚あり

古碑

弘長元年十月十六日一基

長谷川氏中より移たり文字不詳
堂塚の北寄り中より

耳塚

堂塚の北にあり
古碑の北にあり

頸塚

右同

彌勒寺跡

弘長古碑より古くは方小なる土塚あり
是弥勒寺の跡なり

一里塚

此村の南の方水田の中は古の街道ハ僅に野徑とありたに
塚ありて一方に古の地ハ是より横断せり 一標ハ林なりと見て今ハ
是ハ古の甲州街なりと号すなり 西の方ハ古の地ハ是より横断せり 一標ハ林なりと見て今ハ
是ハ古の甲州街なりと号すなり 西の方ハ古の地ハ是より横断せり 一標ハ林なりと見て今ハ

より六和密の法戒つゝの氣をきうて分信し出せば及(集り)あり今の
六所の名垂名を通り本宿各條業論と街及定りハ元貞享年中比より
定むるといふ

或書に云天正年中前北朝早二所を以一里と爲し今三十五所
を一里と爲し一町を六十方と定りこゝに塚の上に木を植ゑる
をきより望見するを人々爲り榎を植ゑる榎を根さし
深くして以て例は次治めし榎をて深く木葉を平ふとの
致中古の必き榎を平ふなり

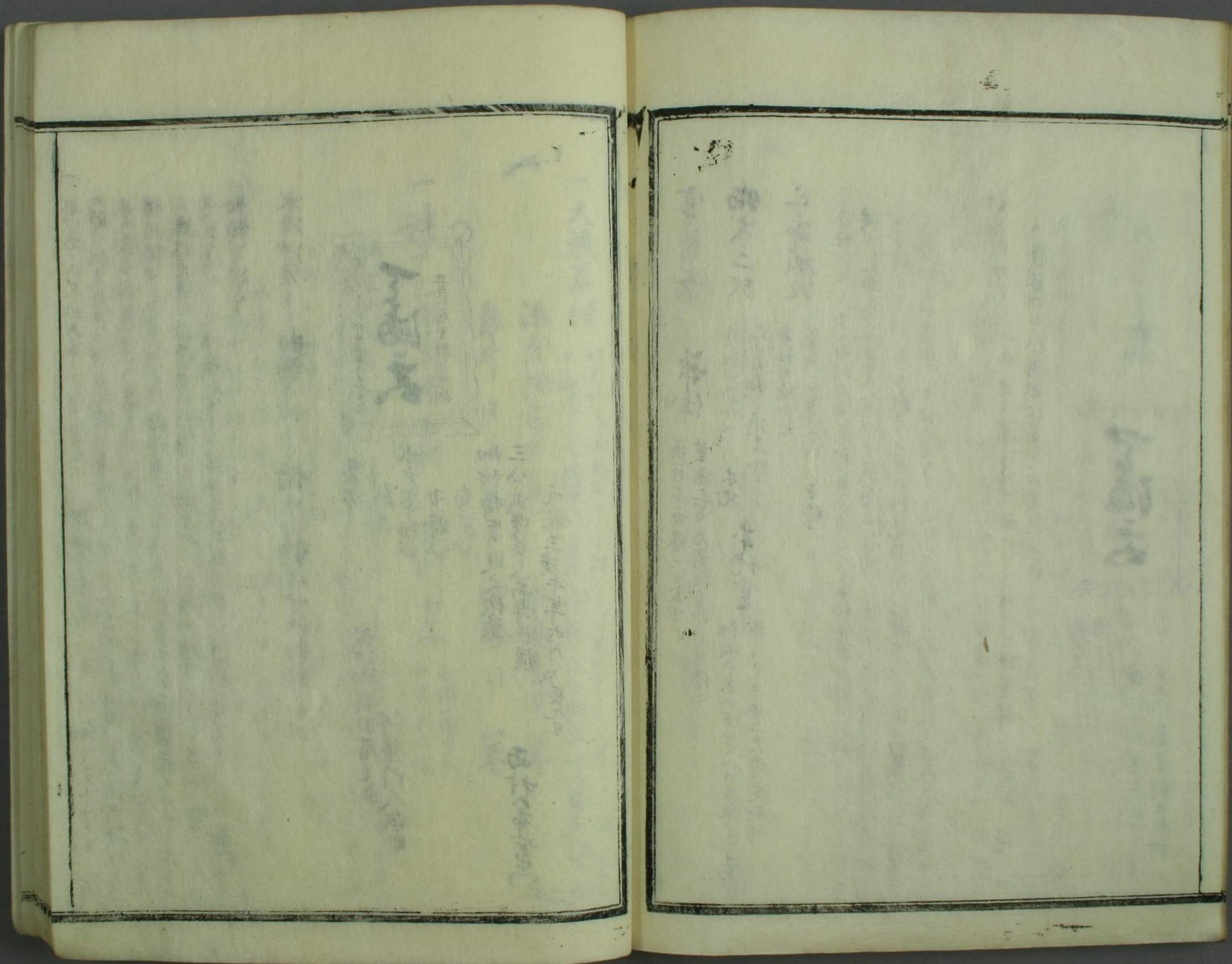
或溪に増上に植て長生一万年を望み来松よ如藤ふん

こゝに將軍家（上関）より重くは松風は摧安し、殊に松
は祿弓の本より余の本を極すと仰せある代中、
て余の本より少減極と仰て極多と仰ては、
松風は摧安し、殊に松

北史云韋孝寬い三く人雍州ようしゅうの刺史とあり部内ふうち道路だうだうを
例一里毎まい又土堠どこうをま置おきしりと堠こう封ふう也也是こ以も一里いちり堠こうの始はじまりとしてを
又また土堠どこうをま毎まいに崩くづ壊くわい安やすきれハ又また是こによりて堠こうのたりは槐えいを
植うへるに行旅ぎょりょの人樹き蔭かげに休ふ時ハ大おほ小この比ると其その所ところを以
たりとして是この土堠どこうの上木きを植へるとしり

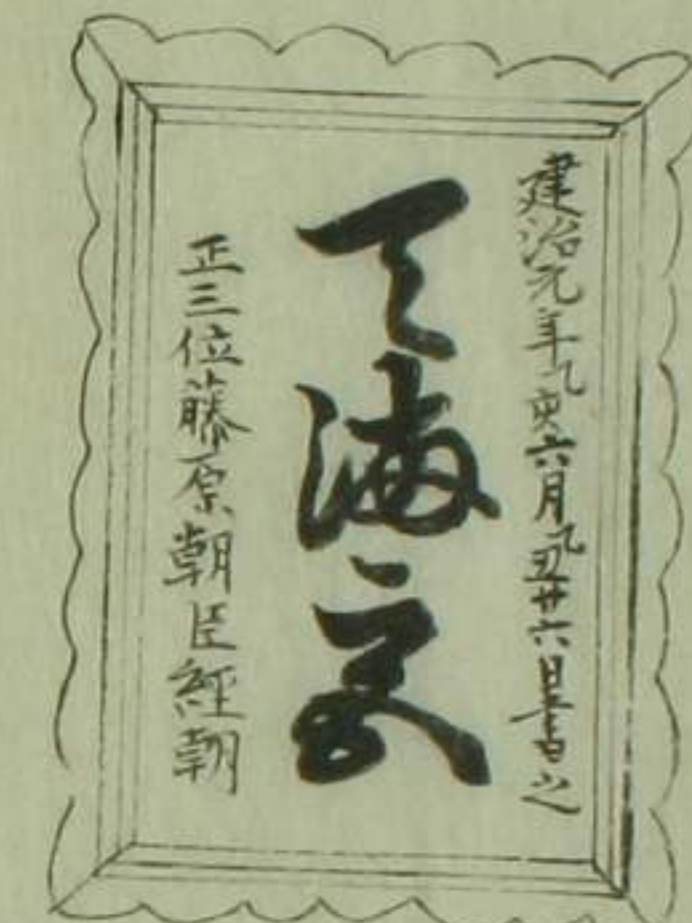
甲州御代にて府あり一里東南より上谷縣下谷縣と二ヶ村とあり
分儀庄粟束々と唱ふ所地ハ古き邑也と傳へる其家の市之男

送武々亂流の地之天満と神と武々亂流と云ふ事
の末衣阿津と云ふ事と守と云ふ人再送と云ふ事
小寺
或言ふ云はるの土俗也村と云ふ又云竹藪村をいふと
あり又分儀の所と云ふ分儀河東と云ふ地也と云ふれど
粟永と云ふ事と云ふ



一 慈母の文永八年十二月蒙古より勝状を寄附に奉りて依て天下の事なく
 形、又九年二月蒙古軍開の勢より北方の事付焼討に流中陸動あり
 是又蒙古我朝の事多き事なりて天下安んじりしに依て文永十年三月
 鎌倉後宇多帝四月月降祚ありに同年十二月蒙古軍寄附に依て改之を
 て建治元年と云ふ蒙古の入寇の患終るるに極は流中の流中流中初役を
 せ天下太平の事新あり流中の社仏刹に依りてありしに依りてありし
 初額を修るなり

水府中銀より初額不換して納りて額不換す法初額とあり



裏銘

謹為

水戸宰相公

少將公

菊武公

御祈禱寄進之伏冀

三公武運長久萬壽無疆

元禄三庚午年六月戌辰九日

西村公希甫

武江御額林眉毛軒

河楚門人敬彫

一大被着經

是より強固あり我流は其の各ありては同家なり是の如く
 大被着より被着に依りて其の各ありては同家なり是の如く

源氏書字一卷

新書書字一卷

源氏

日

日

日

一 津子之市為守不持

葉卿如來

小像厨子入
一寸又六分

葉卿如來は津子之市を寄附に奉りて其の内に納りて小像厨子の
 葉卿とも稱し又小枕の葉卿とも稱し細密なり細密なりて十二神の像
 もの如くに彫りたり其の如くもまた或は修教大師作ありとも
 いふ實に重宝なり凡人の作小なり

安樂寺

此寺は松壽院と号し天台宗源大寺也天治元年別當不
 津米中社所給之不余之地之五歩天神より西の方にて二所を隔

に據り新号すなり一寺は此にありてまた其の
 坊中供古六坊ありと云實永元年の標札を立ふに坊中は坊の名有り
 以て二坊廢を二坊廢を二坊廢を二坊廢を二坊廢を二坊廢を二坊廢を
 の介入と云ふの傳ふ津子之市為守血文の河楚院の葉卿如來の刻あり

本寺血文阿弥陀如来

本座像一尺一寸 法然上人作

は後小文の破きたり或二十枚斗り有り皆朽壞して今小文を写し
て送りたるその文ありとりされしは事傳文に送りたるものの半に及
ぶ類小文は破れしきまれば破血をとりて額文とし書きたるありこの事
翼賛遺事に見えたり

開山 方圓僧正

一云法円僧部とあり
天曆元年七月廿七日重寂

瀧之院

安樂寺持之天神處の山裏あり安樂寺より二所許東の方庭際にあり
法円坊中御の坊跡之今瀧の院と号し

此寺内に安樂の石塔あり宣永元年安樂寺現在蓮舟田盛代は碑を立
石面に當寺開山方圓大僧正之塔 天曆元年七月廿七日に彫刻せり

天満天神鎮座由來

并

安樂寺起立之事

寺傳と津久家説とを考合し之を撰じ祀を治せり此の門あり
院とすし不あり文に記しに評説を附し

抑當天満宮ハ人皇六拾二代村上天皇の初願也往昔人皇

六十六代醍醐天皇の御宇延喜元年辛酉二月十八日安樂寺

真御筑紫太宰府松原に補せり是父子入而放たる法ハ

一時之男の二帝名ハ南而北流る所不承して常陸大掾

平良盛御あり由名を延喜元年中ゆき同一年一冬

二月十八日安樂寺を築き其後道武郡沙

父を慕ひひらうく安樂の御祈を彫刻し久日中

己卯初定して寧靜に安樂の御祈を彫刻し久日中

ありある處よりひらく波るを安樂寺あり則安樂

と号し延喜元年當に満居の始ハ僅八歳に成り其の後

貞盛の娘は嫁して一男子が設けられ、貞盛の嫡子
修理吉成の子として、其後重承が英三とて、道武々
ハ下流に立派に、延長元年波比にて逝く。其後之
波比より安樂寺にて建立、大満堂も初法を以て道武
の廟より帝陵の社と号す。

村上天皇の天曆元年、洛陽より神皇を奉りて、たまひ
尚存をも法建之初使、重承之弟々々、向なり。其時、敵山の
所々、其意大僧正法性寺の孫、方内僧正、重承一休、命
じて、依て、尚存にあり。神皇と重承と、に、中庵、初一、例
あり。梅の指、神代より、是より、入、靈鏡をり、六、梅、重、

と、名、身、法、の、奇、瑞、に、あ、き、て、子、年、の、初、院、と、号、ひ、万、内、僧、正、
も、同、年、七、月、廿、七、日、示、寂、是、尚、存、の、用、ひ、あり、遷、化、の、後、先
他、を、慕、ひ、志、ゆ、り、ま、ま、い、墓、所、を、お、て、阿、弥、陀、の、名、を、号、を、拜、し、
あり、と、ま、し、世、後、小、墓、所、の、名、代、今、は、阿、弥、陀、の、名、又、と、
阿、弥、陀、塚、と、号、し、り、ま、後、

後、重、承、の、神、宇、建、治、之、年、乙、未、六、月、廿、六、日、初、使、重、承、領
於、郷、中、向、り、大、天、満、堂、の、額、を、納、り、新、建、院、の、名、を、
帝、の、初、額、之、御、能、々、い、せ、る、寺、流、
以、能、の、い、ま、り、本、地、十、二、面、親、を、い、慈、受、大、師、の、法、
一、養、和、元、年、辛、丑、津、大、之、所、為、津、大、之、所、為、
の、之、男、あり、其、後、に、何、て、
今、の、所、は、建、之、人、為、り、宅、より、其、意、子、あり、是、其、意、に、依、

八月に幕府將軍 兵衛佐 石橋山の合戦に武勇よく馳参して
後安房國に封ぜられたるに
あるといふ事は 建久二年二月康安寺供養の事に當り上洛の事
ありき為寺生年三十三と供養に於て三月四日入洛し念仏往生
の道を経て後い但信称名の邪者とあらはせられたるに
或人然るを津戸の三郎と云ふ智の人と必しも念佛に限らず
斗きいふものありぬを智の人と必しも念佛に限らず
守はるべきと上人に尋ねるに 信じては 佛の御書を
又云津戸三郎上人の御書 膳房唯我房等の傍奥に
て念佛の念誦とて不即念佛を云ふ 佛の御書を
と念佛の念誦とて不即念佛を云ふ 佛の御書を

謗し 寺修念仏を興せしより 元久二年の秋の以証表將軍
相にありぬに 謗し 寺修念仏を興せしより 元久二年の秋の以証表將軍
謗し 寺修念仏を興せしより 元久二年の秋の以証表將軍
註し 寺修念仏を興せしより 元久二年の秋の以証表將軍
云云 謗し 寺修念仏を興せしより 元久二年の秋の以証表將軍

翌年四月廿六日に伝法宗司 于附之概 氏名不詳 弘光寺に参りて
云津戸郷内建立念佛所令在位一向専修輩之由所聞食也
被宗より細め有御尋一より早可張るを云状依御執達
如件云々 仍同月廿八日津幡房唯我房等の念佛を云
傳して津幡房の前の二棟の御所と云ふ事ありぬに

1870-1871 in Duane Jackson's handwriting

きこく人習わさ
又云為守所村のちおさへは戸部草野寺所原空寺のちさるは寺の縁
紀子僧康のいれおさへは戸部草野寺所原空寺のちさるは寺の縁

津戸民部大夫守朝 為守の嫡男

頼經將軍頼嗣將軍に歷仕を執權北條泰時代より

同新民部丞為忠 守朝の嫡男

頼嗣將軍 北條尊親王 維康親王に歷仕を

執權北條泰時同時代

東鑑四十八云

正嘉二年戊午正月大一日境飯西国司被候大庇其外着坐于

庭上東面云津戸新民部丞云

是より後に津戸氏の姓名流記よりいふに後に津戸氏より中右馬頭若菜親純と
いふよりいふに定文五年の詔あるに津戸氏より中右馬頭若菜親純と

系もわさるは津戸氏よりいふに後に津戸氏より中右馬頭若菜親純と

阿弥陀塚

建保七年正月古所藤原氏の二品禪院よりいふに津戸氏より中右馬頭若菜親純と

津戸淵

遺事云古所藤原氏の二品禪院よりいふに津戸氏より中右馬頭若菜親純と

飯屋坂

甲州府の内安永よりいふに飯屋坂よりいふに津戸氏より中右馬頭若菜親純と

石塚

石塚よりいふに津戸氏より中右馬頭若菜親純と

玉川溪温魚

先年

將軍家玉川席迄穢の席成立——い府中の辺なれいふ所
遊獵として先人未だ知く知るを侵さる事多し人の知るるれに先年
各々をいふれこもるのちあるに日席中穢より浮島又い羽村までいりてい殊に

4年 月



い府中の辺なれいふ所
遊獵として先人未だ知く知るを侵さる事多し人の知るるれに先年
各々をいふれこもるのちあるに日席中穢より浮島又い羽村までいりてい殊に

玉川溪温魚

光年

將軍家玉川唐道權の唐成主——い所中の辺るれいあけい
遊獵と——てきんも何くあつて候きう——事た多くく人知あるれいきに唐年候
名を唐とせられともるのたあるに目所は唐——洋島又い羽村とていりてい殊に鮮
明ある年魚也

玉川溪温魚の唐成主——い所中の辺るれいあけい
遊獵と——てきんも何くあつて候きう——事た多くく人知あるれいきに唐年候
名を唐とせられともるのたあるに目所は唐——洋島又い羽村とていりてい殊に鮮
明ある年魚也

